

藻岩中学校いじめ防止基本方針

令和7年(2025年)4月改訂版

はじめに

ここに定める「藻岩中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、同年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条ならびに平成29年3月に最終改訂された「いじめの防止等のための基本的な方針」及び平成27年5月に策定され令和元年6月に改訂された「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 基本理念

「いじめは、人間として絶対に許されない」という認識のもと、「いじめは、どこでも誰にでも起こりうる」という危機意識をもつとともに、いじめの事実が確認された場合は「いじめられている生徒を最後まで守り抜く」という強い信念をもって、対応にあたる。

(2) いじめとは

「本校の生徒に対して、本校に在籍している一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、精神的、肉体的な苦痛を感じているもの」をいう。 【「いじめ防止対策推進法第2条」】

具体的ないじめの様態例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめを未然に防止するために

(1) 「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり

- ・集団の中で役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや、温かい人間関係の中で、お互いを認め合う集団作りの取組。

(2) 「規範意識」の向上

- ・生徒一人一人の規範意識を高めることが「いじめは絶対許されない行為であること」を認識することにつながると考え、学校のきまりやルールを守る指導の徹底。

(3) 「分かる・できる・楽しい」授業づくり

- ・教師の指導のもと、生徒と共に充実した授業を創り出すことにより、生徒の基礎学力の定着が図られ、学習に対する達成感や成就感をもち、生徒一人一人の心や生活の安定を図る。

(4) 「命の大切さ」や「人権」、「仲間支援」を大切にす指導の充実

- ・道徳の授業の充実、人間尊重・命に関わる講演会の実施、ピア・サポートを実践できる生徒の育成と教職員研修会等を通して、心の教育を充実。

(5) 「情報活用能力（情報リテラシー）」・「情報モラル」の育成

- ・最近のいじめは、ネットを媒体としたものが急増していることから、生徒・保護者に「たより」や講演会、懇親会等を通し、積極的に啓発することで情報リテラシーや情報モラルを育成し、未然防止を図る。

(6) 生徒の「自治的な活動」の支援

- ・「いじめを許さない」「いじめについて考える」等の活動から、より自己有用感を得る活動として醸成し、生徒自身が「いじめを許さない」という気持ちをもつとともに、生徒同士が互いに声を出して行動に示すなど、いじめを容認させない風土づくりを進める。

3 いじめを早期発見するために

(1) 校内連携体制の充実

- ・日常的な観察や、声かけ等のかかわりにより得られた情報を、学校全体で共有できる体制づくりを推進する。
- ・毎週木曜日の5時間目に学校いじめ対策組織を兼ねた「生徒指導委員会」を開催し、そのうち、月1回を「いじめ防止対策委員会」として実施する。そこで、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況とともに、今後の具体的な対策を確認する。

(2) 生徒からの情報が入りやすい環境づくり

- ・生徒の立場に立った人間味あふれる、共感的指導を継続しながら、自分や仲間の良さを伝えあい、互いの存在を認め合える雰囲気づくりを目指す。

(3) 計画的なアンケートの実施と教育相談

- ・「いじめアンケート」を定期的に実施する。また、年間を通して、一定の間隔で教育相談を実施し、生徒からの情報の漏れがない学校体制を確立する。

(4) 「いじめアセスメントシート」「いじめのサインチェックシート」の有効活用

- ・「いじめアセスメントシート」を活用し、いじめの認知から解消の判断に至るまでの組織対応の経過等、進捗管理を行う。さらに、このシートを進級・進学・転学時の引継ぎに活用する。
- ・「いじめのサインインチェックシート」を活用し、学校での見守りとともに、学校以外の場でのいじめを把握できるようにする。

4 いじめ発見後、早期に対応するために（スピードある初期対応が決め手）

(1) 最悪を想定した初動対応と「いじめ防止対策委員会」の開催

- ・いじめを発見した教職員は、5W「いつ・どこで・誰が・何を・なぜ」1H「どのように」が時系列になるように記録かすると同時に、管理職へ直ちに報告する。そして、「いじめ防止対策委員会」を毎月1回実施して対応体制を確立する。

≪「いじめ防止対策委員会」の構成員≫

校長（責任者）、教頭、主幹教諭、生徒支援部長、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などとする。

(2) 安心・安全への配慮

- ・いじめを受けているとされる生徒や、知らせてきた生徒の安全・安心を確保し、「あなたは悪くない」「絶対に守り通す」という学校的意思を伝え、心のケアに努める。また、必要に応じてスクールカウンセラー、相談支援パートナーとも連携して事にあたる。

(3) 対応方針の決定

- ・被害者に寄り添った対応策を立てる。そして関係する生徒の保護者（加害者・被害者）と直接会い、事実関係を伝え、対応策について説明し理解を得る。

(4) いじめの終息に向けて

- ・学校として事実確認の場や謝罪の場を設定し、いじめの背景や原因を教職員・被害生徒・加害生徒とその保護者と共有し、再発防止と被害生徒の心のケアに努める。また傍観者も含めていじめの内容・深刻さ・形態などにもよるが、学級・学年・学校全体の問題として捉えさせる場面を設ける。
- ・国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害者生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害生徒の保護者に対しても、学校における状況を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策

組織の判断により、より長期の機関を設定するものとする。

- ② 被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日）P30~31】

- ・複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など毎年度の情報も含め、生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

5 家庭(保護者)や地域、関係機関と連携協力するために

(1) 家庭(保護者)や地域との連携

- ・いじめが起きた、起きないにかかわらず、絶えず生徒の幸せにつながる信頼関係を家庭や地域と構築する。さらに地域で、いじめの疑いがある場面を見かけた際の学校への連絡（通報）のお願いを、学校だよりに掲載したり、地域の会合で話をする等して依頼しておく。

(2) 関係機関との連携

- ・いじめの事実を確認した場合には、札幌市教育委員会に直ちに連絡し、対応を協議し、迅速な連携を図る。いじめの内容によっては、児童相談所、警察署、医療機関等とも連携を図る。
- ・生徒の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当しえると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

(参考) いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

- ・教育委員会又は学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例
 - ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
 - 無理やりズボンを脱がす。
 - 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
 - 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
 - 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
 - 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
 - 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。
 - 財布から現金を盗む。
 - 自転車を壊す。
 - 制服をカッターで切り裂く。
 - 度胸試しのゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
 - 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上に拡散すると脅す。

- 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
- 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
- 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
- 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。
- 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。
- 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
- 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

6 重大事態発生時の対応

学校から教育委員会に、重大事態の発生を報告する。

重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な穂買いが生じた疑いがあると認めるとき。
具体的には次のようなケースなどが想定される。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・心身に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「相当の期間」については、不登校の定義 を踏まえ年間 30 日を目安とする。

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生徒等が自殺を企図した場合等)
- イ いじめにより生徒等が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 生徒等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- ア 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- イ 教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた生徒等及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- エ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 「藻岩中学校いじめ防止基本方針」の定期的な点検・評価について

(1) 生徒や保護者、地域への周知

- ・学校だより、HP、PTA 集会や地域の会合等で「藻岩中学校いじめ防止基本方針」の概要を説明し、理解を求める。

(2) 点検・評価

- ・職員構成や生徒の実態(状況)は毎年変化するので、策定した基本方針はA A Rの手順に基づいて、客観的に検証する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の性が検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を位置づける。
- ・学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。